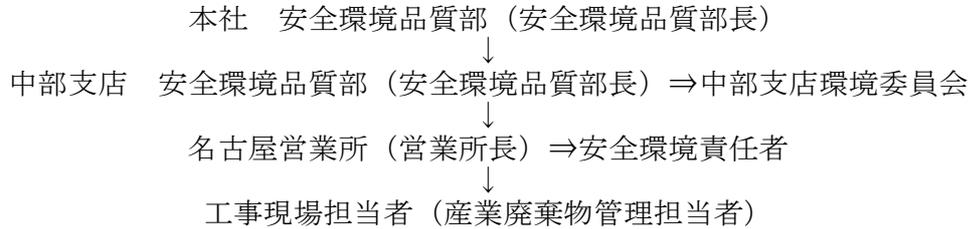


（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 30日	
名古屋市長 様	
提出者	
住 所 名古屋市港区新船町3-1	
氏 名 日本道路株式会社名古屋営業所	
所長 平野将司	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 052-651-1161	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本道路株式会社名古屋営業所
事業場の所在地	名古屋市港区新船町3-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	1,845,967千円
③ 従業員数	19名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類（コンガラ・アスガラ）⇒中間処理業者に委託し、再生材として再資源化 汚泥⇒中間処理業者に委託して脱水処理後、再生材料として再資源化 廃プラスチック⇒中間処理業者に委託し、再生燃料として再資源化 木くず⇒中間処理業者に委託し、チップとして再資源化 金属くず⇒中間処理業者に委託し、有価物として再資源化 混合物⇒中間処理業者に委託し、分別して再資源化

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和5年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 発生した産業廃棄物は全て再生利用される中間処理業者に委託している。例年、請負工事量に左右されるために抑制は難しいが、100%再資源化される中間処理業者に委託することで対処している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 発生した産業廃棄物はすべて再生利用される中間処理業者に委託する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場内で発生する産業廃棄物は工事の性質上がれき類がほとんどであるため、特に分別の必要は少ないが、事務所等で発生する産業廃棄物については産廃処理ボックスを廃プラ、金属くず、木くず等種類別に分けて処理する方法を取っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状で記載したことと同様に、現場内で発生する産業廃棄物がれき類は分別の必要性は少ないが、事務所等で発生する産業廃棄物については産廃処理ボックスを廃プラ、金属くず、木くず等種類別に分けて処理する方法を今後も継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	自ら埋立処分又は海洋処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 当社には中間処理工場が無いので、再生利用業者へ処理委託した。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後の再生利用業者へ処理委託する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



